○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市三上字前田割二九番一から同市粟島町一丁目字中半田割三番一まで	前	二五・八〇～六九・七〇メートル	二・九八九キロメートル
	後	二五・八〇～八二・六〇メートル	二・九八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市大潟区潟町字池ノ端五三六番六から同市大潟区潟町字裏新田七〇九番六まで	前	一二・六三～二四・五一メートル	〇・四〇三キロメートル
	後	一四・五三～三〇・一〇メートル	〇・四〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山県下新川郡朝日町月山字十六万田二三八〇番一から同郡入善町古黒部三三四番まで	前	一二・四〇～二一・七〇メートル	〇・一五二キロメートル
	後	一六・二〇～二一・七〇メートル	〇・一五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百二十五号東播都市計画道路事業三・四・八号朝霧二見線

三　事業施行期間　自平成十九年十月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百六十号東播都市計画道路事業三・二・八十号沖浜平津線

三　事業施行期間　自平成二十年十一月十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年近畿地方整備局告示第四十三号中播都市計画道路事業三・四・六百七号揖保線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年近畿地方整備局告示第百三十七号和歌山都市計画道路事業三・二・五号松島本渡線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年近畿地方整備局告示第百三十七号の事業地のうち吉原字広田、広原字川越並びに冬野字樋ノ浦、字三ツ又、字所鴈、字前田及び字中野地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系瀬田川「左岸瀬田川洗堰から大津市関津二丁目三百四十一番三地先右岸瀬田川洗堰から大津市石山南郷町千二百二十番一地先」に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び琵琶湖河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人